

彦根市シティプロモーション戦略推進委員会 規約

(目的)

第1条 本委員会は、彦根市シティプロモーション戦略に沿って、「協働(共創・共走)」、「熱を伝える場づくり」、「共感を生む情報発信」を柱とした事業を遂行し、本市の持続可能なシティプロモーションを推進する。

(活動)

第2条 本委員会は、第1条の目的を達成するために、以下の活動を行う。

- (1) 市民がまちの魅力発信や課題解決に対して、積極的にトライすることを促す環境づくり
- (2) 市民の取組やまちに対する想いが表現され、その「熱」が新たな層に伝播する場づくり
- (3) 熱を帯びた市民の取組によって変化しつつある彦根市の様子や、各取組の原動力となっている彦根市の魅力を、市内外に届ける情報発信
- (4) その他第1条の目的を達成するために必要な取組

(委員)

第3条 委員会の委員は、彦根市シティプロモーション戦略の理念および本委員会の趣旨に賛同する者で、別表に掲げられた者をもって構成する。

(役員)

第4条 本委員会には次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 理事 9名以内
- (4) 監事 2名

(役員の仕事)

第5条 会長は本委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは副会長がその職務を代理する。

3 理事は会長の指示を受け、会務の処理にあたる。

(顧問)

第6条 会長は指名により、顧問を置くことができる。その人数は若干名とする。

(任期)

第7条 委員および役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(役員会)

第8条 会長は役員会を招集し、役員会は会務の重要事項について審議、決定を行う。役員会は第4条で掲げる役員をもってこれを組織する。

(総会)

第9条 総会は、必要に応じ会長が招集し、議長は会長があたる。

2 総会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 規約の制定および改廃に関すること
- (2) 役員を選任に関すること
- (3) 事業計画および予算に関すること
- (4) 事業報告および決算に関すること
- (5) その他の必要事項

(定足数)

第10条 総会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、委任状により表決権を委任した者は出席とみなす。また、インターネット接続環境下において、音声や映像等を共有し、実際の出席と同等の条件を満たす場合も、出席とみなすことができる。

(議決)

第11条 総会の議事は、出席した委員の議決権の過半数をもって決する。

(書面等による決議)

第12条 やむを得ない理由のため総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、議長または他の委員を代理人とし、委任状により決議を委任することができる。

2 会長は、必要があると認めるときは、総会の招集を行わず、書面または電磁的記録等の方法で委員の意見を求めることにより、総会の決議に代えることができる。

3 前条の規定は、前項の場合における決議についてこれを準用する。

(専門グループ)

第13条 委員会の事業を円滑に進めるため、委員会に次の専門グループを置く。

- (1) 企画・サポートグループ
- (2) 情報発信グループ
- (3) 熱を伝える場づくりグループ

2 各グループにグループリーダーおよびサブリーダーを置く。役員会の理事をもってこれに充てる。

(報酬等)

第14条 委員、役員および顧問の報酬は、無給とする。ただし、旅費等を支払うことができる。

(事務局)

第15条 委員会の事務を処理するため、事務局を設置する。事務局は彦根市広報戦略課内(彦根市元町4番2号)に設置する。

2 事務局を統括する事務局長を置く。彦根市広報戦略課長の職にある者を以てこれに充てる。

(経費)

第 16 条 委員会の経費は、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 補助金および負担金
- (2) 寄附金
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

(個人情報)

第 17 条 本委員会が保持する個人情報については、事務局内で適切に管理し、本委員会の目的外には一切使用しないものとする。

(雑則)

第 18 条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、役員会に諮って会長がこれを定めるものとする。

附則

- 1 この規約は、令和 2 年 6 月 22 日から施行する。
- 2 この規約は、令和 4 年 5 月 18 日から施行する。